

医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する



全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の最適配置の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の医師偏在の是正

国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスクシフト/シェアの推進

(業務範囲の拡大・明確化)

一部、法改正で対応

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革（講習会等）
- ・医師への周知啓発等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～） 法改正で対応

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成

評価センターが評価

都道府県知事が指定

医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A（一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務	
連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B（救急医療等）				
C-1（臨床・専門研修）				
C-2（高度技能の修得研修）	1,860時間			

医師の健康確保

面接指導

健康状態を医師がチェック

休息時間の確保

連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）

医師の働き方改革に係る都内医療機関の状況について

医師の働き方改革に係る都内医療機関への個別確認

都内医療機関における医師の働き方改革に係る取組状況を把握するとともに、必要に応じて、医療機関への制度周知・働きかけ、東京都医療勤務環境改善支援センターによる支援の利用勧奨を行うため、個別確認を実施

【対象医療機関】 312病院

- ・ 三次救急を担う医療機関又は東京都指定二次救急医療機関
- ・ 上記以外で、都又は厚生労働省が過去に実施した調査において、「時間外労働が年960時間を超える医師がいる（不明も含む）」、「特例水準申請予定がある（検討中を含む）」と回答した医療機関

【実施時期】

令和4年2月～3月

【実施方法】

東京都医療勤務環境改善支援センターのアドバイザーが、電話等により医師の働き方改革に係る取組状況等の確認を実施

- （確認内容）
- ・ 「時間外・休日労働が年960時間を超える医師の有無」
 - ・ 「特例水準申請予定の有無」
 - ・ 「その他医師の働き方改革に係る取組状況」 など

【結果】

「時間外・休日労働年960時間超の医師：有or不明」 or 「特例水準申請予定：有or検討中」の医療機関

＝ 特例水準を申請する可能性がある医療機関 131病院

（131病院の内訳）

○三次救急医療機関：24病院、東京都指定二次救急医療機関：87病院、その他：20病院

○時間外・休日労働が年960時間超の医師がいると把握している：54病院 → うち、特例水準を申請する予定：19病院

東京都医療勤務環境改善支援センターの取組

【医療機関の取組状況把握】

- ・ 定期的に医療機関の取組状況を確認し、特例水準対象医療機関を把握

【専門家（医療労務・医業経営アドバイザー）による支援】

- ・ 医師労働時間短縮計画の作成支援、宿日直許可に関する電話相談、訪問支援を実施

【普及啓発活動】

- ・ 医療機関における働き方改革への対応や宿日直許可制度に関するセミナーの開催

宿日直許可制度については、医療機関からの相談に適切に対応するため、アドバイザー向けの研修を実施し、医療機関の課題の解消に努めている。

2024年度の時間外労働の上限規制の施行に向けた準備プロセス

令和4年1月21日開催
都道府県医療勤務環境改善
担当課長等会議資料

- 2024年度からの上限規制の適用開始に向け、円滑な実施を確保するとともに、必要な地域医療に影響が出ることのないよう、国・都道府県の責任の下で進捗を管理していく。
- 特に、大学病院など、救急等の機能を担ったり、地域医療の確保のため医師を派遣している医療機関が、2024年度までに確実に必要な特例水準の指定を受けられ、かつ、地域医療が守られるよう、施行直前まで、その準備状況と地域医療への影響についての実態調査を実施するとともに、都道府県が圏域単位で協議・調整を行うなど、必要な支援を集中的に実施していく。

2022.1

4

2023.4

2024.4
(施行)

実態調査

医療機関の準備状況と地域医療への影響について、施行直前まで実態調査を複数回実施



圏域
単位での
協議・調整

実態調査を踏まえ、都道府県が圏域単位で地域医療への影響を検証し、地域の医療関係者間で地域医療の確保について協議・調整



必要に応じ、各医療機関が
対応方針を見直し

特例水準の適用に向けた対応

医療機関において時短計画を作成の上、順次、評価センターの評価を受審

受審



評価



特例水準の指定を都道府県に申請

特例水準の適用

評価センターが
医療機関の労働時間短縮に向けた取組を評価

都道府県（医療勤務環境改善支援センター）による助言・支援

支援策

地域医療介護総合確保基金による医師確保等の支援